

加盟団体規定

(目的)

第1条 この規定は、定款第37条の規定に基づき、加盟団体に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(加盟団体の種類、名称)

第2条 各加盟団体の種類及び名称は、次のとおりとする。

(1) 広域団体

「(広域名称) ボールルームダンス連盟」(略称 J B D F 広域名称)

(2) 都府県団体

「(都府県名) ボールルームダンス連盟」(略称 J B D F 都府県名)

(3) 技術団体その他の団体

「技術団体等団体名」(略称 J B D F 技術団体名)

(4) その他の団体

「その他の団体名」(略称 J B D F その他の団体名)

(加盟団体の要件)

第3条 加盟団体は、定款第38条第2項第1号に定める本法人の正会員により構成されていることのほか、次に掲げる事項を充たすものでなければならない。

(1) 本法人の趣旨、目的に従い、本法人の事業に協力できる組織であること。

(2) 役員、組織等団体の運営について定めた規約が存すること。

(3) 団体としての活動が民主的かつ合理的な組織であること。

(4) 事業報告及び収支決算が明瞭に行われていること。

(入会)

第4条 加盟団体として入会しようとする者は、別に定めるところにより、必要な入会手続きをしたうえ、理事会の承認を受けなければならない。

ただし、定款第37条第4項により、本法人の公益財団法人登記の日において、加盟団体とみなされる団体については、この限りでない。

(権利及び義務)

第5条 加盟団体は、本法人の事業に参加し、本法人の規定に定める各種の権利を行使することができる。

2 加盟団体は、本法人の定款その他の諸規定を遵守し、本法人の事業に協力する。

3 加盟団体は、別に定めるところにより会費その他の経費を負担する。

(加盟団体の職責)

第6条 北海道広域加盟団体及び都府県加盟団体は、当該地域のプロ・ダンス・インストラクター協会、地域協会及びアスリート協会の業務を所管するものとする。

(退会、除名)

第7条 加盟団体は、理事会の承認を受けて退会することができる。

2 加盟団体は、理事会の議決により除名されることがある。

(加盟団体連絡会)

第8条 広域団体、都府県団体、技術団体及びその他の団体は、各団体に所属するすべての加盟団体をもって、それぞれ連絡会を構成する。

- 2 連絡会は、各団体から選出された各1名の代表委員をもって運営される。
- 3 加盟団体連絡会の運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

(細則)

第10条 この規定に定めることのほか、加盟団体に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

1. この規定は、平成26年4月1日（公益法人登記の日）から施行する。